

平成27年度

市民税・県民税の申告について

平成27年1月1日現在、坂東市に住所のあるかたは収入の有無にかかわらず、市民税・県民税申告書を提出しなければなりません。次の事項を参考のうえ、平成26年中の所得などについての申告をお願いします。

申告書の提出期限は

3月16日(月)です

申告期限が近くなると
会場が混雑しますので
お早めに申告してください。

次に該当するかたは
市民税・県民税の
申告の必要はありません

市民税・県民税
申告書の提出方法

◆申告相談会場に持参
◆課税課あてに郵送

〒306-0692

坂東市岩井4365番地

※申告書は課税課(岩井仮設

府舎)及び申告相談会場に

あります。

◆所得税の確定申告書を提出するかた
◆給与所得または公的年金所得のみのかた(支払者が支払報告書を市役所に提出しているかた)。ただし、他の所得がある場合や所得控除の追加、変更がある場合は申告が必要になります。

※所得税の確定申告は不要でも、市民税・県民税の申告

申告相談の時に
お持ちいただぐもの

◆申告書及び印かん

◆収入及び所得の分かるもの
○給与所得者及び年金所得者は、「平成26年分の源泉徴収票」(源泉徴収票が発行されない場合は、事業主からの給与支払証明書または給与明細書)

○給与所得以外のかたは、収入金額・必要経費の算定基礎となるもの

○「收支内訳書」を必ず記入してご持参ください。
◆所得控除の分かるもの
○国民年金、生命、地震の各保険料の控除証明書
○障害者手帳など、その他所得控除の分かる証明書など
○医療費の領収書と保険金などで補てんされる金額の分かるもの
※医療費控除は、事前に「医療費の明細書」へ医療を受けた人ごとの病院・薬局別に支払った医療費を記入してご持参ください。

申告相談会場のご案内

会 場	受付日	受付時間
猿島庁舎 2階第1会議室 ☎0297(44)3022 ☎0280(88)1615 (申告期間専用)	2月9日(月) ～16日(月) (土・日・祝日を除く)	午前9時～11時 午後1時～4時 受付順の個別相談となります。
岩井公民館 2階会議室 ☎0297(35)8222 (申告期間専用)	2月17日(火) ～3月16日(月) (土・日を除く)	

※地区にかかわらず、猿島庁舎と岩井公民館のどちらでも申告することができます。

■お問合せ

課税課市民税係 岩井仮設庁舎 内線 1754・1756

※申告相談期間中(2月9日～3月16日)は各申告相談会場にお問い合わせください。

確定申告などを
されるかたへ

申告相談会場では、簡易な所得税の確定申告のみを受け付けています。配当・譲渡所得・青色申告・消費税などの申告があるかたは、古河税務署に提出(郵送可)

申告相談会場では、簡易な所得税の確定申告のみを受け付けています。配当・譲渡所得・青色申告・消費税などの申告があるかたは、古河税務署に提出(郵送可)

■お問合せ

古河税務署

☎0280(32)4161
〒306-8686
古河市北町5番2号